

令和3年10月

金山町議会臨時会会議録

金山町議会

招集年月日	令和3年10月4日
招集場所	役場議場
開　　会	午前10時

令和3年10月4日（月曜日）

令和3年10月金山町議会臨時会 会議録
（第1日目）

令和3年10月金山町議会臨時会 会議録

令和3年10月4日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 3番 大場洋介議員 4番 沼澤道也議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	宮林聡志
教学課長	佐藤幸浩	会計管理者 (兼出納室長)	藤山一栄
健康福祉課長	丹敏雅	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 正野学

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長提出議案の一括上程

日程第4 提案理由の説明

日程第5 提出議案の説明

日程第6 議案審議

日程第7 閉会

議長

皆さん、おはようございます。

本日の出席議員数は、10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和3年10月金山町議会臨時会を開会します。それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番の大場洋介議員と4番の沼澤道也議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期については、先に、議会運営委員会を開催し、協議していますので、その結果について、柴田清正委員長より報告を求めます。

柴田委員長。

柴田清正議員

5番柴田でございます。

それでは私から、先ほど、特別会議室におきまして、議会運営委員会を開催し、本日の会期等について協議を行いましたので、ご報告いたします。

本日、開会の令和3年10月の金山町議会臨時会の会期は、本日1日とすることにいたしましたのでご報告いたします。以上です。

議長

お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま柴田委員長の報告のとおり、本日1日と決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3 町長提出議案の一括上程

議長

日程第3、町長提出議案の一括上程を行います。

議第79号令和3年度金山町一般会計補正予算第7号、議第80号令和3年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号、議第81号金山町公共下水道事業特別会計補正予算第2号、以上3件を上程いたします。

日程第4 提案理由の説明

議長

日程第4 提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

おはようございます。

本日は何かとご多忙の中、金山町議会10月臨時会にご出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。提案いたします議案は、議事日程にございますように、議第79号から議第81号までの3件で、令和3年度一般会計並びに特別会計補正予算であります。

最初に、議第79号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第7号）について でございますが、歳入歳出にそれぞれ331万4千円を追加し、補正後の予算総額を41億6千211万4千円とするものでございます。その内容であります。国では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受けている事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かく支援できるよう、地方創生臨時交付金（事業者支援分）を追加交付することにしたところでございます。

8月20日付けで山形県みらい企画創造部市町村課より、市町村の限度額通知がなされ、当町の限度額は597万5千円となり、その予算措置を行う必要が生じたことから、8月27日開催の議会運営委員会で、総務課長から議会臨時会の開催についてお願いを申し上げたところであります。この度の追加臨時交付金につきましては、事業者支援に充てることになっておりますので、町議会5月臨時会で予算措置を行い、ご可決いただきました町持続化給付金（減少額の2分の1、上限額は個人20万円、法人30万円）に全額充当し、これまで給付された町持続化給付金の2分の1、上限額は個人10万円、法人15万円をさらに上乗せして支援を行うものでございます。

一方、同じく5月臨時会で予算化させていただいた町持続化給付金3千300万円につきましては、当初見込み件数より申請件数が少なくなっておりますので、追加交付金分597万5千円を増額したものの、これまでの給付実績等を踏まえまして予算額を900万円減額し2千400万円とするものであります。また、令和3年度当初で限度額通知がありました地方創生臨時交付金1億飛び392万円につきましては、先ほど申し上げました持続化給付金900万円を減額し、さらには、交付金事業の確定見込みなどにより請差等を勘案し、認定こども園未満時保育室用空気洗浄機2台を整備する経費として48万円、GIGAスクールタブレット用充電器整備費90万円、中学校体育館音響設備整備費73万7千円を増額させていただくものでございます。また、7月臨時会におきまして、長引くコロナ禍の影響による米価の下落に対応するため農産物出荷資材費補てん事業（令和3

年度金山町米価下落緊急支援対策事業費補助金) 1千850万円を盛り込んだところであり、しかしながら、9月上旬に示されました令和3年産出荷契約米概算金は、「はえぬき」や「雪若丸」などが1俵あたり2千700円と大幅な下落となりましたことから、さらに10アール当たり1千円を増額して支援を行い、稲作農家の生産意欲が減退することなく来期に臨んでいただきたいと考え925万円を増額させていただいたところでございます。

次に、新型コロナウイルス関係以外の補正でございますが、町議会9月定例会で一般質問をいただきましたホットハウス神室の温泉成分分析につきましては、今後予定しておりますグリーンバレー神室検討委員会でも一つの判断資料となりますので、1年早めて早急に実施するため分析業務委託料7万5千円を増額するものであります。また、新規開発事業補助金の申請が3件ありましたので今後の見込みも含め4件分、80万円を増額いたしますとともに、地方創生臨時交付金を活用して整備することとしております農村環境改善センターのWi-Fi整備に伴う機器使用料として7万2千円を計上させていただいたものでございます。なお、財源につきましては、地方創生臨時交付金(事業者支援分)597万5千円を増額したほか、前年度繰越金266万1千円を減額して調整させていただきました。

次に、議第80号 令和3年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、補正後の予算総額を6千250万円とするものでございます。補正内容は、明安地区農業集落排水処理施設の機能強化対策といたしまして、来年度予定しておりましたばっ気ブロワ更新工事に関連するもので、ばっ気ブロワが故障いたしましたことから、今年度前倒しで実施する必要が生じたので、全体設計委託料400万円を減額し、工事請負費500万円を増額させていただくもので、財源につきましては、前年度繰越金100万円を増額して調整しております。

最後、議第 81 号 令和 3 年度金山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、歳入歳出にそれぞれ 300 万円を追加し、補正後の予算総額を 2 億 660 万円とするものでございます。補正の内容でございますが、国の補助を受けて実施予定としております浄化センター電気設備更新工事につきまして、県と協議をいたし来年度予定しております自家発電装置の発電容量を見直すこととなり、その詳細設計業務を行う必要が生じたので、浄化センター設備工事費を 500 万円減額し、浄化センター設備設計業務委託料を 800 万円増額調整させていただくものであります。財源につきましては、国庫補助金 55 万円、町債 160 万円及び前年度繰越金 85 万円を増額して調整しております。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細は、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議のうえ、ご可決下さいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第 5 提出議案の説明

議長

日程第 5 提出議案の説明を求めます。

総務課長。

宮林聡志総務課長

（朗読、説明省略：議第 79 号議案書のとおり）

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

（朗読、説明省略：議第 80 号・81 号議案書のとおり）

日程第 6 議案審議

議長

日程第 6 議案審議に入ります。

議事整理の都合上、質疑を第 79 号から 81 号までを一括して行い、採決を 1 議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第 79 号から 81 号までを一括して行い、採決を 1 議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第 79 号から 81 号に対する質疑を許します。

早坂議員。

早坂憲明議員

9 番、早坂であります。

それでは、一般会計補正予算についてお伺いしたいと思います。

ページは 2 ページで歳入でありますけども、新型コロナウイルスということで、我々目には見えないという、そういうものによってですね、大変我が町の財政的にも救われたのかなという感じておりますけども、大変いろんなものが管理されてありがたいと思っておるところでございますけども、中にはちょっと無駄かなというなこともないわけではないですが、そこでですね、このありがたさが、このままで終わるか、それともですね、一変して今後そのしわ寄せが来るのか、その辺の見通しをお伺いしたいと思います。

もう 1 点ですが、12 から 13 ページの 2 款の総務費 7 目の企画費で節としては委託料 12 節となります。温泉のですね成分分析ということでお伺いしたいんですが、いろいろホットハウス神室の建物の維持と言うのは非常に難しいというふうなお話をお聞きしておりますけども、この湯の量ですね、基本的には最初から当然少ない話で、少なくともそのものをある程度ためておいてやれば大丈夫だというふうな計画のもとで、新しい温泉を掘った

わけでありますけれども、場合によってはですね、その湯の量がポンプなどにいろんなものが付着して、枯渇の可能性もないわけではないです。そうした、この湯の量について、どういふふうな見通しをされるのか、そして、そのポンプの維持ですね、そういうそのポンプ槽等の維持管理等々の見通しなども、今までの掘って使っておってね、使っておって柳原源泉なんかも、そういうものを加味してですね、どういふふうな今の源泉が維持、管理、本当に適正にできるのかっていうその辺を、2点お伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長

庄司総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

1点目の歳入の新型コロナ臨時交付金などの今後の見通しについてでございますけれども、国から現在きてる金額については、令和2年度の国の補正の予算の事業の財源として、令和2年度分、また令和3年度分として交付されてる状況でございます。

今後の見通しになりますけれども、現在国のほうでは、令和4年度当初予算編成に向けて、概算要求、各省庁からの積み上げを財務省で取りまとめしているわけですが、総務省の要求としては、地方交付税については、令和6年まで今までの金額を補充するというところで、補填するという意味合いで財源としては確保するという意向でございます。

ただ全団体同じようなことなんですけれども、税の収入がコロナの影響によって大幅に下がる見通しもございます。特に、大きい都市、政令都市などはその下落幅も大きく、そういうことになると、地方交付税の不交付団体が交付団体になるってということも、起きかねない状況にありまして、交付税全体の総額は全国で確保されるものの、その交付税を受ける団体がふえることによって、全体へのしわ寄せが来るのかなと思っております。

今後12月後半には国から一般財源の確保状況など、令和4年度に向けた予算の措置の状況など説明がございますので、それに当町もあわせて令和4年度の当初予算編成に向けて

対応していきたいと思えます。今後の国全体の見通しとしては、やっぱ国の財政状況が大変逼迫するということは、国の国債の残高などを見ても想定されるわけでございますので、町で町としても今後事業見直しなどより進めて、限られた財源で町の施策を進めていきたいと考えております。

2点目の温泉成分については、この度源泉の成分分析ということで、7万5000円の予算化をお願いしたいと考えております。当初、分析しております平成25年から10年以内に、再分析が必要ということになっておりまして、1年前倒しでこの度再分析をさせていただく予定にしております。成分については、この分析内容によって、温泉の基準を満たすかどうかという判断はできるかと思えます。一方で、温泉の量ですけども、これも大変な温泉の源泉の湧出量としては少ない状況にあるわけなんですけども、日本地下水さんにお伺いしたところ、この少ない源泉の量でも、温泉として運営している団体は県内に数か所あると伺っておりますので、この湧出量を大切にしながら今後の維持管理を進めていきたいと考えております。

ポンプで汲み上げしてるわけでございますけども、ポンプもこの度源泉の揚湯開始から10年近くなっておりまして、万が一故障した場合には予備ポンプ1台を今、保管しております。その予備ポンプを入替えて1日ほど休業してポンプの入替えが可能ということをお伺いしております。今後、量につきましては、毎日、神室振興公社で源泉の温度並びにポンプの揚湯量を毎日テレメーターの計測機械で見ることが出来ますので、毎日2回ほど時間を定めて記録しておりますので、そういったデータをもとに揚湯量の変化などを注視して維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

ありがとうございます。

コロナについてはですね、想定外ですが、当然世界的な流れっていうかな、そういうふうな時代の流れというふうになってますけども、なかなか人には見えずですね、政治経済ではとても止められるような想定外のものではない事態でありまして、人間の無力さとか、本当にただ薬に頼るといってそれだけでその薬も時間が来ると低下して、この度なんかはある病院で何ですか、二度の接種しておるけれども、職員初めとしてクラスターが起きたというふうな現実があります。そういうふうにして非常にどういうふうな時代の流れになるか、非常に見通しが出来ない我々ではありますけども、是非ですね、町長、今頑張ってますけども、想定外のいろんな出来事が来てもですね、耐えられるような我が町の財政運営をひとつお願いしたいと思います。

湯の量についてはですね、これ私当初から質問して、いろいろ本当に温泉というのかなというふうなお話をしてきたんですが、やはりこの辺が、身の丈というか、運命にあっているその政策であるかないかという1つの分岐点なんですね、なかなか求められないところに掘っても、後から非常に苦しさがあると、これ町民全体のこの苦しさがかかるわけでありまして、場合によっては、非常にただ自然的に湯が出て、そこを温泉にしているというそういう立地的の良い温泉地帯もあるわけですし、非常に町民全体が温泉に入ってですね疲れを癒すという、そういうイメージっていうか発想は悪くないんですけども無理にして、掘ってですね、それをいろいろ一時の楽しさっていうか、そういう求めることも大事ではありますけども、やはり先を見据えてですね、本当に維持できるそういう現実がそのまま続いていけるのかという、そういう見通しのなものがないと駄目で、当然この掘るときは、最初にシェーネスハイムを行うときは、非常に経済的、状態がいい状態だと私は思うんで、それで二つ掘っただろうというふうに思ってます。そういう実際的には無いものを求めたから、今非常に財政的に苦痛だなと私はそう思ってます。まずそれがなかったら、町立診療所は、まだ無床にすることはなかつたろうというふうに思っているところでありますので、是非ですね、この今後の湯量ですが枯渇になるということは考えられるわけですし、

その判断ですね非常に難しい判断となります。今、現在あるもので、皆さん使っておるので、何くするものは簡単にありますけども、非常にね、反発もあるわけですし、非常に、ちょっと難しい。町長の判断、我々も委員になっておりますので、非常に難しい立場でありますけども、そういう決断判断をやはりぐずぐずしてはられないという時代でありますので是非、間違いのないような判断をお願いしたいと思います。以上終わります。

議長

答弁はいいですか。

次に、質疑ありませんか。

寒河江宏一議員。

寒河江宏一議員

はい、7番寒河江宏一です。

議第79号金山町一般会計補正予算第7号の12、13ページになりますけども、歳出の総務費ということで、新型コロナウイルス感染対策費の中で今回17節にありますけど備品購入費ということであります。その中で町長の説明にはありましたけども、この度、認定こども園未満児の保育室の空気清浄機の2台整備するということでありました。大変いいことなんですけども、コロナが発生してやっぱり2年近くそうなりますけれども、その中で、今までどのように対応してきたのか。認定こども園の方でどのように対応してきたのか、今現在の状況で各保育施設の空気清浄、コロナ対策としてどのようにになっているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

丹健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

はい。ただいまご質問いただいた認定こども園には、今回また改めて打合せをさせていただいて空気清浄機をとということになった経緯がございます。これまでにについては、いわゆ

るコロナ対策の中でも、換気とか、手洗いとかって励行させていただいたわけですが、認定こども園におきましても、適宜、部屋の換気に留意をいただいているというふうに承知をしておりました。今回、特に0から3歳までの子供たちが主に活動する二つのスペースについて、その空気清浄機を設置したいという要望を受けましたので、町として購入をし、認定こども園の方に設置をしたいというふうに考えて計上させていただいたものでございます。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

はい。今、担当課長から話ありましたけれども説明ありましたけれども、私が言うのは、私言うのはですね、今まで何にも対策してこなかったのかと、あと、空気清浄機等に関しても、今まで様々な補助があったわけでありますので、今の認定こども園の状況、このように空気清浄機も各教室に置いているのだということもあれば、どのような状況になっているのかということで、お聞きしたところです。今まで、未満児に関しても、コロナならないというわけではありませぬので、この対策措置として何をしてきたのか、これ空気清浄機も何もなかった、今までも何もなくて保育してきたのかということです。よろしくをお願いします。

議長

丹健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

これまでは設置をしておりませんでした。換気については行っているという状況です。以上です。

議長

町長。

佐藤英司町長

空気清浄機については学校施設で整備をした部分ありますけれども、今までどちらかっていうと手洗いとか、うがいとか、或いは、部屋の換気ということで、清浄機が整備されていないところは大体そういったことをまず徹底をしてもらおうと、ここに来まして、空気感染がかなりある、よりその感染しやすい状況だというのが、専門家の方の見解もちょっとやっぱり、よりこう出てきたっていうところもありますので、今までないところには出来ないそういうところ、何ていうか、やることについてより重点を置くといえますか、そういったことにもちょっとこう、専門家の観点も少しやっぱり、ここにきて何ですか今までそちらのほうが余り、力説されてなかった部分があった。でもできることは、清浄機の整備をしてきましたけども、そういう面で余りこう、要望としても、今までなかった部分について今回さらにしたと、というような見方をしているところです。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

はい、わかりました。わかりましたけれども、これはですね、これに関しても、命に関わるものであります。これで終わりだというものではないと思うんですよね。

その辺をやっぱりもっともっと早くですね、認定こども園でも対応しているのかなと私は思ったところだったんですけども、これが今、今回初めて、空気清浄機という購入ということでありましたので、これからもやっぱりほかの未満児ぱりではないわけです。

その辺の対応はどうなっているのかっていうのを、町で把握してやはり、これからも把握していかなければならないと私は思っているんで、是非今後とも把握しながら子供の教育に関しても、是非今後ともよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

議長

ほかに質疑ありませんか。

中村議員。

中村忠行議員

2 番中村です。

私からは、議第 81 号公共下水道事業特別会計について伺います。

この中の町長の提案理由説明では、この下水道施設かなり建設から年数がたってるってことで、経年劣化による更新工事だというふうに思っておりますけれども、この中で県と協議をして自家発電装置の発電容量を増やすということがあります。これについては、現在建設当時からかなり年数が経っておりますけれども、モーターとか電気施設、かなり開発が、モーターの性能が良くなっておりまして、高効率モーター、それからヒートポンプなど、効率がかなり良くなっているってことで、それから町の人口動態を見ても、人口減少という中で、なぜこの発電容量を増やさなければならないという、県との協議がどのような話合いになったのか。それからこの自家発電装置かなり前に中見たことあるんですけども、かなり大きなエンジンの発電機器ありました。それを更新だというふうにちょっと思ったんですけども、実際、稼働時間がかかなり少ないんじゃないかなというふうに思いますし、この更新に当たって、現在あるこの発電装置どのようにするのか。容量からいうとかなり、大規模な工場とか、工場とかも対応できるぐらいの容量なんじゃないかなというふうに思うんですけども、こういう利用できる設備だったら是非、公売で利用したい方に利用してもらったらいんじゃないかなと思っているところなんですけれども、この発電装置、その後どういうふうにするつもりなのか、2 点お願いします。

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

県とどのような協議をされたかということでしたけれども、この下水道設備の事業内容につきましては、当初来年度、想定しておったものでございますので、事前に県との協議

はされていたものでございます。それを、今年度前倒しで発電容量を見直すために、今年度中に設計を行うという業務内容になります。また、容量が多いのであれば、公売等して対応出来ないかということでしたけども、この点に関しましては、今後の容量の状況でありますとか、今後の事業の更新に合わせまして状況を見定めて対応させていただきたいと考えます。以上です。

議長

中村議員。

中村忠行議員

発電容量、増やさなければならないという理由というのを、伺いたいですけれども、県とどのような話があったのか。なぜ、容量をふやさなければならなかったのか。

建設当時も多分それなりの期間の設計で、容量、マニュアルってことだったと思うんですけども、先ほど言いましたように、電気設備、かなり効率がよくなって電気が余り使わなくてもよくなっている状況、それから人口減少によるこれからの見通しなんかも含めると、なぜ発電容量を増やさなければならないのかっていうのがちょっと疑問に思ってるもんですから、この県と協議の上でなぜ、容量を増やさなければならないのかその辺、お願いします。

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

なぜ容量を増やさなければならないかというただいまの質問に関しましては、ちょっともう少し時間をいただきたいと思います。

議長

中村議員。

中村忠行議員

はい。以上で終わります。

議長

ほかに、質疑ありませんか。

星川議員。

星川智子議員

8番星川です。お願いいたします。

私からは、議第79号金山町一般会計補正予算の13ページの7款商工費、新規開発事業補助金なんですが先ほど全員協議会の方で、3件の申請があったということなんですが、そのうち2件が商工会の会員、1件が個人ということなんですが、新規開発事業、お土産品も中に含まれていると思うんですが、金山町にお土産品が少ないというふうに私は感じているんですが、執行部の産業課の方では、このことについてどう考えどう思っているのか。

先日、高島町の町並み案内人の方が来られまして、ちょっとお土産を買っていきたいんですが、お菓子類いですね、日持ちするちゅうことから多分お菓子類欲しかったと思うんですが、お菓子何かありますかというふうに言われまして、私としては今日いただきました、コロンバンのクッキー、うちでちょっと販売させていただいてますバームクーヘンと、伝八さんのお饅頭それ紹介したんですね。今日ありましたように、聞いたように、栗田米屋さんのわらび餅ちょっと紹介しようと思ったんですが、あれなんか期間限定でもう終わりだということなんで、その3件ぐらいしかちょっと思い浮かびませんで、これどうなんでしょうか、金山町のお土産を開発するちゅうことで、他町村、町外の事業者が例えば開発した時に、その補助金は使えるのかということを一つ聞きたいのと、1件、今日お土産品で木工製品杉を使ったルアーですかね。木工製品、それ個人の方が、それを補助金を利用してくださるということで、商工会関係の方が、余りお土産品の開発というのに、ちょっとこう消極的といいますか、そういうところが見受けられますので、個人の趣味を少しグレードアップしたような個人の開拓をするのに、もう少し個人に対しての補助金が

出ますんで開発しませんかっていうそのアピールっていうんですか、そういうところをしては、どうかなと思うんですが、多分個人の方がこの補助金があるのを割と知らないと思うんですよ。いろいろ、なんていうんですか町づくりノートとか、そういうのを熱心に見る方もいませんし、ちょっとこう目につくような個人を開発する広告っていうかそういうものが出せないのか。少しお伺いしたいと思います。

議長

川崎産業課長。

川崎勉産業課長

それではただいまの御質問のまず1点目です。

町外の方が、金山のお土産品を開発した場合に対象になるかどうかということなんですが、現在この補助金の規則の中では、補助金の対象となる事業者、事業というのは町内に本社もしくは本店を有する事業所、または個人もしくは団体のうち、中小企業もしくはこれに類する個人または団体がというふうになっておりますので、町外の方が町内に会社を持っていれば、対象にはなるんですけども、町外でっていうこの場合は、該当にならないことになっておりますので、ちょっとその辺、町のお土産品の開発にすごく有効なものということ、今のところはちょっとこの要綱上は該当にならないという内容でございます。

あとはもっとアピールすべきだということは、確かにおっしゃるとおりですので、いろいろ広報紙ですとか、いろんなものを通じまして、こういった事業があるということ、まちづくりノートの配布に関してちょっと、今までは行われてたんですがそういった周知がなされなくなっておりますので、そういった新商品開発の事業周知に関しても、一般の方向けに広く今後も、行ってまいりたいというふうに思います。以上です。

議長

星川議員。

星川智子議員

町の方では、そのお土産品がどの部分が、まず、どうお土産品について、少ないと
思っているのか今で十分と思っているのか、どの部分が例えば少ないと思っていれば、どの部分
が弱味なのか、例えば先ほど言いました、お菓子部分が弱いとか、そういうところをちょ
っとお伺いしたくて、買えるところが各商店でも買えると思うんですが、やっぱりお客さ
んが見るには、マルコの蔵が1番こう見やすいと思うんですけども、そこに行って、うち
に来られたお客さんから聞いたら、あまりなかったと言われたもんですから、執行部の方
ではどういふふうなお土産品に対して見方をしているのか、お願いいたします。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

執行部というか町といたしましても、もちろん今のお土産品ではとても十分ではないと
いふふうには感じておりますし、これまでもいろいろな土産品の商品開発、取り組んでは
きたわけなんです、非常になかなかその点が難しかしく、実際に売れ筋の商品の開発と
いふところまではなかなか至ってないというのが現状ですので、商品としては、やはり一
般のお客様が手に取って買える、気軽に買えるものというものに関してはやっぱりお菓子
類ですとか、低価格の金山ならではの食べ物というのはやはり、1番重要なのかなという気
はしております。これまでも、バームクーヘンを新庄のお菓子屋さんをお願いして開発し
たっていうのもございますが、なかなか常時こう店に並べるといふところには至ってない
というものでございます。今後、もうちょっとその辺はいろいろ考えていかななくてはいけ
ないものだという認識はございますが、なかなか難しい課題かなというふうに思っており
ます。以上です。

議長

星川議員。

星川智子議員

これから緊急事態宣言も解除、完全に解除に向かっていくのかなと思うんですが、そのときに金山にお越しいただいたお客様に十分お土産を何ていうか、準備出来たらなというふうに思っていますので、先ほどの町外の方でも金山町の販売できる商品をつくった場合には、作ろうとしている場合には、そういう補助金を使えるようにするとか、個人の開拓をするとか、そういうところの工夫を、商工会と一緒によろしく願いいたしたいと思います。終わります。

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

先ほどの中村議員からのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在の自家発電装置の状況で、停電になった場合ですと、最低限の放流ポンプや最終沈殿池のモーター等までしか対応出来ないものですから、容量増加しさせることで水処理施設設備までで対応できることから、長時間の停電時までの汚水処理を適切に可能することが出来ますので、そのための見直しになります。また、その際に高効率のモーターなどの導入も含めて、検討する予定になっておりますので、よろしくお願ひします。

議長

ほかに質疑ありませんか。

柴田議員。

柴田清正議員

5番柴田でございます。

1点だけちょっと確認の意味で、一般会計補正予算の2款総務費の企画費の12節この件については先ほど早坂議員、また、議運のほうでも星川議員からも説明あったんですが、もうちょっと聞きたいなと思います。温泉成分の分析業委託料として7万6000円。

これはこの額を言ってるんじゃないんですが、先ほど総合政策課長からこの事について

ですね、源泉であるこの湯の量そして量と温度ですが、これは期限が令和4年、いわゆる来年の12月までを期限とするというふうなことが答弁ありました。今も、これについては、神室振興公社で調べているんだと、大変我々も心配して、掘った当時からぎりぎりの温度と量だったものですから、今は当然温泉としてクリアしているのか。まず、それ聞きます。

当然しなきゃこれ駄目なんですけど、それを聞きたいと思います。

それと、それ以降なんですけど期限が来る来年、いわゆる来年の12月以降、この温泉を、どうしていくのかということにつきましては先ほど来話ありました、本当はホットハウス神室の建物も、もうタイムリミットでそろそろ更新の時期にも来ると、もっと詳しく言えば、あれを更新すれば6億2000万ぐらいはかかるでしょうということも聞いてます。

その辺、大分絡んでくるんです。今後のやり方というのについて、今言った合わせたようなことをクリアしているのか、温度と量、量が足りなくとすれば沸かしてでも温泉とはなるというふうに聞いていますが、もっと細かく言えば沸かしてやっているのかなという考えもあるんですけど、これは温泉になるわけですので、この辺のところ、ここで確認したいと思いますが、お願いしたいと思います。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

温泉成分につきましては、温泉法で定められておりまして、温泉の定義が、温泉の源泉の温度が25度C以上、もう一つが温泉成分の19種類の成分のうち、いずれか一つでも含まれていれば温泉と呼べるものです。

そのうち19成分のうち一つでもその基準を上回る成分が含まれていれば、25度Cなくても温泉として認められております。先ほど令和4年の12月っていう話を何度かしてるかと思うんですけども、現在使っている源泉を掘ったときの成分分析をした時期が平成25年の12月になっております。温泉法で、それ以降10年以内に再成分分析を指定することが義務

付けられておまして、その際、成分分析をした内容を、温泉の中にその成分分析表として表示していく義務がございます。当初は、源泉の温度が 32.7 度 C ございました。

温泉法の温泉としては 25 度 C を超えておりますので、温泉法にのっとり、温泉を運営しているところでございます。今回、再成分分析をして、万が一その 25 度 C を下回った場合は、温泉法に定められております、19 種類の成分のうちいずれか一つでも基準を超えていけば温泉として継続出来ますけれども、万が一その源泉として 25 度 C 下回って、成分もなければ、温泉としては認められなくなるというところでございます。

先ほども、今の源泉からホットハウスに、今、菅で送水されてるわけですが、そこにテレメーター、計装設備がございまして源泉の温度と、ポンプのくみ上げ量をホテルの事務室で確認できるわけなんですけれども、それを神室振興公社の職員が毎日記録しておりますけれども源泉の温度につきましては、ちょっと日によって変動がありますけれども 25 度若干下回る日が多くございます。今の段階で温泉と成分でクリアしているのかっていうのは、素人ではちょっと判断出来なくてですね、その温泉を分析する業者さんが県内で、登録業者といたしますけれども、五、六か所ございまして正式にはそこで分析していただいた内容で判断するというところでございます。以上でございます。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

ただいま課長から説明していただきましたが、そこで見てる限りでは、いわゆる温泉で 25 度以下を下回る日もあると、それにしても今聞くところによると、これはわからなかったんですが、19 成分のうちの一つでもあれば、温泉として満たすというようなこともまず考えれば、今、神室温泉として温泉として満たしているというふうに考えていいわけですね。それは、温度も下がってきたことですが、温泉として満たしていると。もし、それが温泉でないものを温泉とって料金をいただいて、入らすわけには、これ当然いかないわけ

ですのでね、この間も大分こう休んでおる看板なんかも見ましたけども、それにしても、いずれにしても厳しい状況にある我々の神室温泉ですね。この間、我々議員であの一带を視察に行きました。両方の常任委員会で。そしたら井上亘先生から今度、馬セラピーですね、セラピーをあそこに馬車を引いたり今現在は、放しております。湯についても、今、湯の話をしておりますが、そこからこっちの馬小屋にも引いてくるような考えもあるなんて、ちょっと言ったもんですからその辺の関連はどうですか。お聞きします。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

井上先生の方からは、そういったお話はありましたが、具体的に、それをやるかどうかははまだ先の話だと私は思っております。井上先生側としての可能性の一つを、井上先生が申し上げた内容かと思っておりますので、それを、具体的にいつからやるというものはまだはっきり、町のほうにも申出もありませんし、井上先生の何ていうか、夢といいますか、そういった使い方も出来ますよという、意味合いだったかと思っております。以上です。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

3回ですのでまとめますが、我が神室温泉ですね、いずれにしても、湯量も少ない。

温度もだんだん下がってきてる状況ホットハウスの関係ですね。

そして今のセラピーとの兼ね合い非常に大事なことだと思いますので、今後いろいろな角度から検討していただき、そして今後の発展に繋がらせていただければなと思いました。

終わります。

議長

町長。

佐藤英司町長

ホットハウス神室或いは、その温泉の量温度等について総合政策課長から説明させていただきましたが、今、柴田議員の方からも最後のほうでお話ありましたけれども、これからのグリーンバレー神室全体について検討していくということを具体的に進めてまいります。その中で、湯の量とかそれから成分、もしそれが温泉に合致しないということが、もしあったとしても、それはそれで温泉でない施設としてやることもあるかもしれません。そこら辺は、出てきたデータをとにかくつぶさに出すものを出してそれで検討委員会の方で、様々可能性を検討していただくと。その意味で、こちらで持っているそのデータを、包み隠さずこう出す。その中で様々な検討、議論をしていただいて方向性についてまとめていただくということで、ですから今現在も、湯の量とか、それから温度についても、温泉ギリギリの状態、ホットハウスを運営しているという実態もあります。それらが、さっきおっしゃっていただきましたけれども、建物自体が今限界に来ているということで、建物をどうするかというときに、その温泉の量、質、それからイニシャルコスト、ランニングコスト、そういったことも全部その検討委員会の中で様々議論していただくとその先是非とも、建て替えという話になるか。なかなか厳しいという見方は私自身持ちますけれども、そこら辺は、それ以上今の時点では申し上げませんが、そこら辺を様々なデータ、客観的なデータをまずあるものは出して、その中で検討していただくということで今後の検討委員会の議論に期待していきたいと思います。あと井上先生のほうからの話は、産業課長が申しあげましたようにと言いますが、もちろん、ホットハウス神室がなくなればというような意味合いには私はとりません。両方という自体が、さっきの湯の量が両方できるぐらいの量にない状況ですので、もし万が一そのホットハウス神室をやめるということがあったら、そういう使い方もあるというふうな捉え方を井上先生の方としては、されていたのかなというふうに私は受け取ったところです。

議長

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで第 79 号から 81 号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 79 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 79 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 80 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 80 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 81 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 81 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 閉会

議長

これで、本臨時会の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和 3 年 10 月金山町議会臨時会を閉会します。

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 矢 野 政 一

署名議員 大 場 洋 介

署名議員 沼 澤 道 也